

高知大学医学部附属病院地域医療連携室規則

平成17年1月11日
規則 第 611 号

最終改正 平成28年5月24日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条の3第6項の規定に基づき、地域医療連携室を設置し、その運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地域医療連携室は、地域における医療機関、福祉・介護施設、地方自治体、医師会等（以下「地域医療機関等」という。）との連携を推進するための業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 地域医療連携室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域医療機関等との連携に関すること。
- (2) 地域医療連携に係る調査及び広報活動に関すること。
- (3) 入退院支援に関すること。
- (4) 開放病床に関すること。
- (5) 医療機器の共同利用に関すること。
- (6) 医療福祉相談等に関すること。
- (7) その他地域医療連携に関すること。

(組織)

第4条 地域医療連携室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 地域医療連携室長
- (2) 地域医療連携室副室長 2人
- (3) 看護師
- (4) 医療ソーシャルワーカー
- (5) 事務職員
- (6) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第6号に掲げる者は、病院長が委嘱する。

(運営委員会)

第5条 地域医療連携室の運営に関し必要な事項を審議するため、地域医療連携室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、地域医療連携室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成17年7月19日規則第615号）

この規則は、平成17年7月19日から施行する。

附 則（平成22年12月7日規則第53号）

この規則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月24日規則第6号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。